

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第4号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(申請書の添付書類) 第2条 略 2 運転代行業施行規則第4条第1号口及び第2号口に規定する書面は、細則第11条の2第2項第3号に規定する運転管理に関する経歴書とする。 3 運転代行業施行規則第4条第1号八に規定する書面は、細則第11条の4第2項に規定する教習修了証書とする。 4 運転代行業施行規則第4条第1号二及び第2号八に規定する書面は、細則第11条の5第2項に規定する安全運転管理者資格認定書又は副安全運転管理者資格認定書の写しとする。	(申請書の添付書類) 第2条 略 2 運転代行業施行規則第5条第2項第1号口及び第2号口に規定する書面は、細則第11条の2第2項第3号に規定する運転管理に関する経歴書とする。 3 運転代行業施行規則第5条第2項第1号八に規定する書面は、細則第11条の4第2項に規定する教習修了証書とする。 4 運転代行業施行規則第5条第2項第1号二及び第2号八に規定する書面は、細則第11条の5第2項に規定する安全運転管理者資格認定書又は副安全運転管理者資格認定書の写しとする。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。